

輸入食品の安全性確保の取組み

～令和3年度輸入食品監視指導計画（案）について～

医薬・生活衛生局 食品監視安全課
輸入食品安全対策室

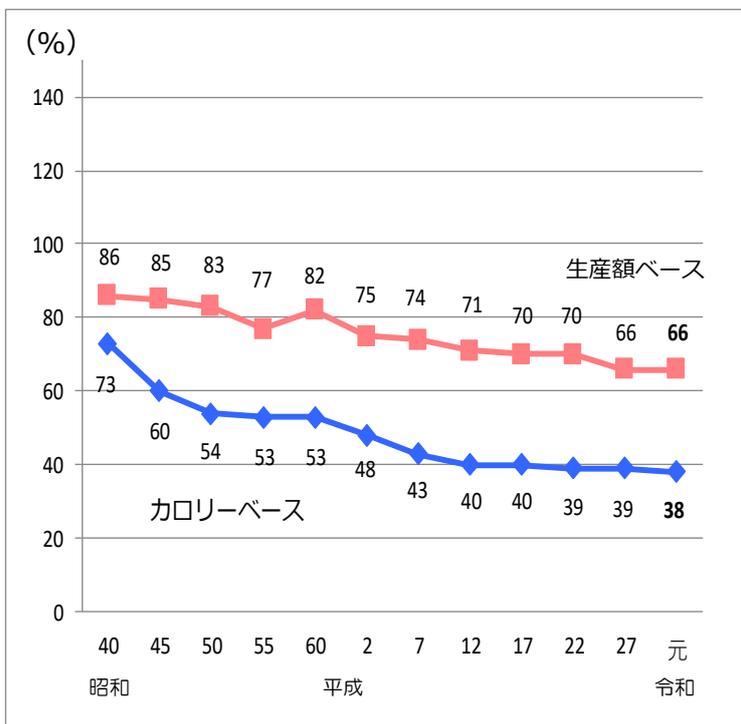


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

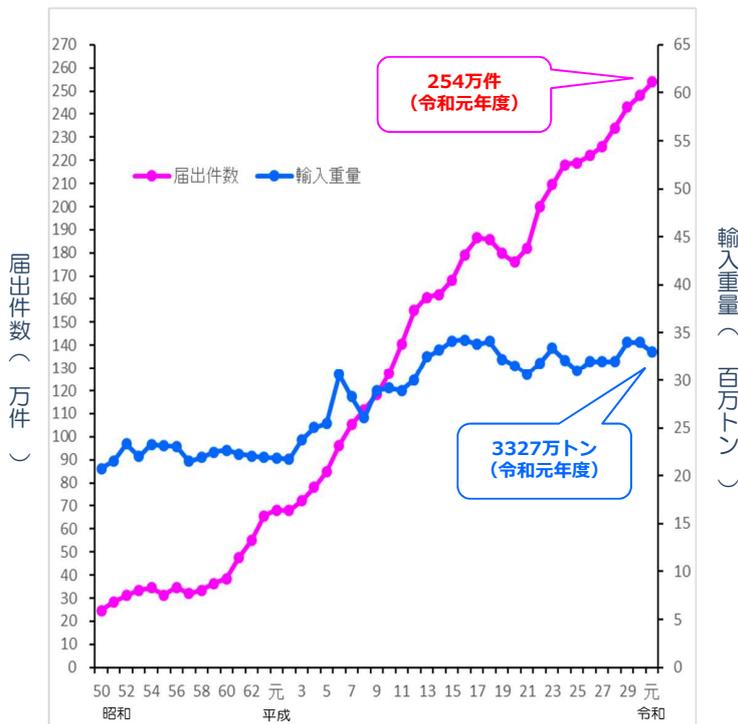
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和元年度)

輸入食品件数・重量



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和元年度)

令和元年度輸入食品監視指導計画監視結果

◆ 届出・検査・違反状況

届出件数 (件)	輸入重量 (万トン)	検査件数 (件)			検査合計件数 (件)	検査割合 (%)	違反件数 (件)	違反割合 (%)
		検査命令	モニタリング 検査	指導検査				
2,544,674	3,327	69,185	55,916	95,351	217,216	8.5	763	0.03

◆ モニタリング検査実施状況

- ✓ 計画数延べ99,059件に対し99,636件実施（実施率約101%）

◆ 検査命令移行・解除品目

- ✓ 移行：14カ国の21品目
 - メキシコ産アボカドのピフェントリン、中国産ブロッコリーのプロシミドン、イタリア産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシンなど。
- ✓ 解除：12カ国の14品目
 - ベトナム産えびのフラゾリドン及びスルファジアジン、中国産未成熟えんどうのジニコナゾール、ナイジェリア産ごまの種子のアフラトキシンなど。

3

国別検査命令対象品目（令和2年3月31日時点抜粋）

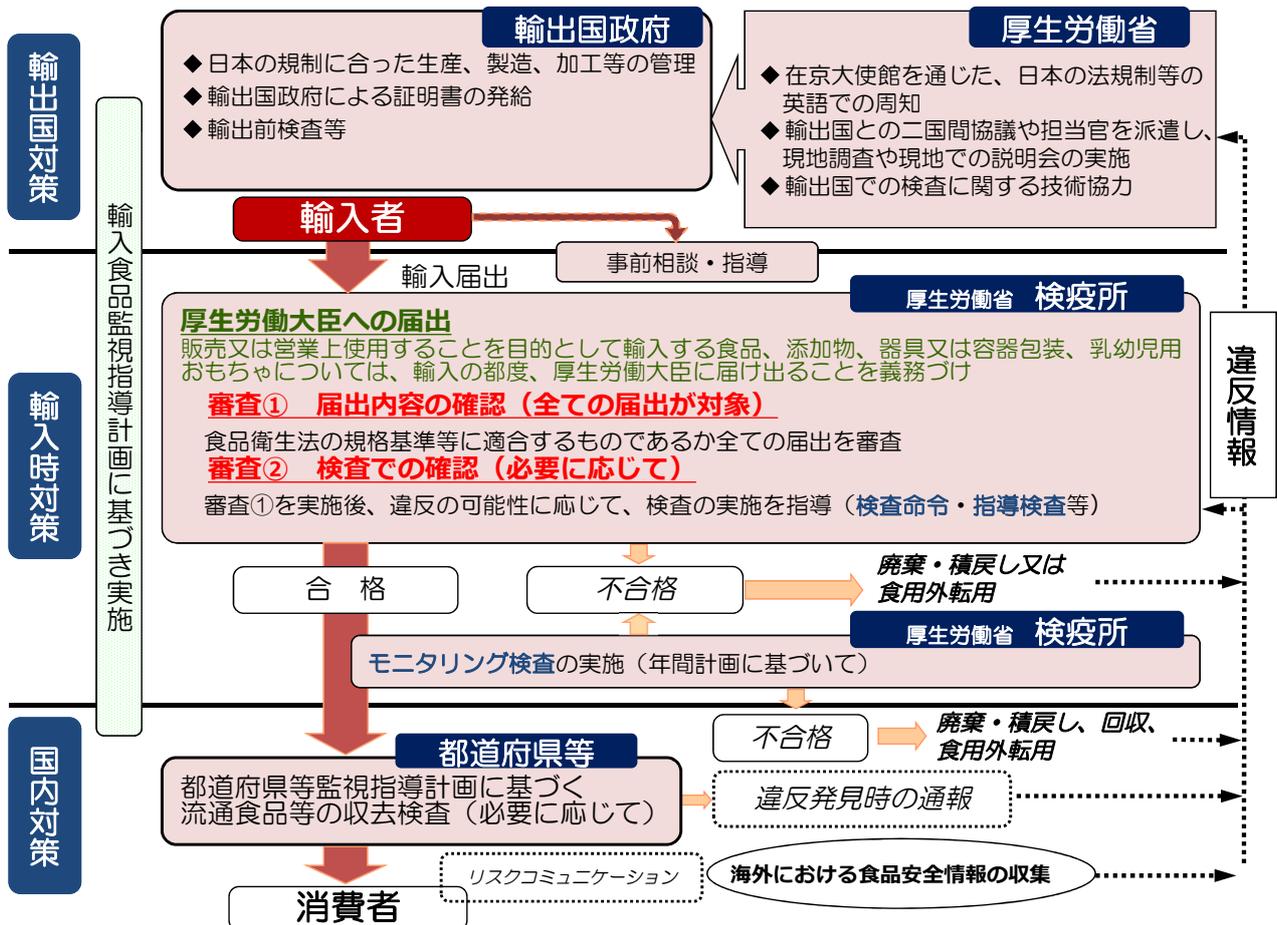
✓ 全輸出国17品目及び31カ国・2地域の80品目

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (19品目)	あさり及びその加工品	プロメトリン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱 のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府 の証明書が添付されたものを除く。
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
韓国 (12品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンブクタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、 活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出され た生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出され た生鮮ミニトマトを除く。
タイ (10品目)	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出者から輸出され た生鮮おくらを除く。
	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	別途指示する輸出者から輸出され た生鮮バナナを除く。

主な食品衛生法違反内容（令和元年度）

違反条文		違反件数	構成比（％）	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	224（延数） 222（実数）	28.0	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、くるみ、ケツメイシ、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、もろこし、落花生等のアフラトキシンへの付着、亜麻の種子、杏の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	1（延数） 1（実数）	0.1	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	59（延数） 53（実数）	7.4	指定外添加物（TBHQ、アシッドブルー-3、アスパラギン酸-1-デカルボキシラーゼ、アソルビン、アルミノケイ酸ナトリウム、一酸化炭素、塩化メチレン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルー-V、ヨウ素化塩）の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	473（延数） 450（実数）	59.1	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（安息香酸、ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	40（延数） 35（実数）	5.0	材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	3（延数） 3（実数）	0.4	おもちゃの規格違反
計		800（延数） 763（実数）		

監視体制の概要



対象国	品目	調査目的・協議内容
タイ	マンゴー おくら	残留農薬管理対策の確認のため現地調査
スペイン	牛肉	対日輸出プログラムの実施準備状況についての現地調査
フィリピン	バナナ	残留農薬管理対策の確認のため現地調査
インド	養殖えび	合成抗菌剤管理対策の確認のため現地調査

インド産養殖えびの合成抗菌剤に関する協議

◆ 経緯

輸入時検査による食品衛生法違反を受け、平成29年11月から二国間協議を開始。

◆ 対応状況

- ✓ インド産養殖えびについては、輸入時に合成抗菌剤（フラゾリドン）の検査命令を実施。
- ✓ インド政府からブラックタイガー種の合成抗菌剤に係る対策の報告。
 - 合成抗菌剤の不使用、関係事業者の登録、輸出証明書の発行など。
- ✓ 令和2年3月、現地調査を実施し、インド政府が講じた対策を確認し、インド産養殖えび（ブラックタイガー種）の検査命令を解除。



海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例

原因	対象国・地域	対象食品
アフラトキシン	オランダ	ピーナッツバター
サルモネラ属菌	中国	乾燥きくらげ
エチレンオキシド	オランダ フランス	インド産ごまの種子を原料として使用した食品

最近の状況②-1

中国産乾燥きくらげのサルモネラ属菌に関する事案への対応

◆ 経緯

令和2年9月、米国及びカナダにおいて、サルモネラ食中毒に関連する中国産乾燥きくらげが回収されているとの情報を入手。

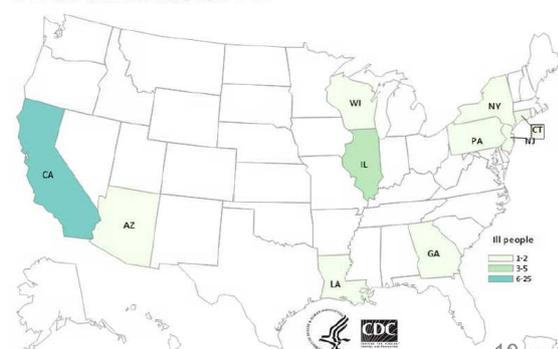
◆ 米国における食中毒事案の概要

令和2年9月、米国CDCがきくらげに関連するサルモネラ食中毒情報を公表。

(米国CDCホームページ：<https://www.cdc.gov/salmonella/stanley-09-20/index.html>)

- ✓ 感染患者は10州から計41人報告。
(令和2年9月24日時点)
- ✓ 一部の患者は、きくらげまたは原材料としてきくらげが使用されたラーメンを喫食。
- ✓ 調査の結果、特定企業が供給したきくらげが感染源の可能性が高い。

図：サルモネラ（*Salmonella Stanley*）アウトブレイク感染患者数（2020年9月24日までに報告された居住州別患者数、n=41）



出典：国立医薬品食品衛生研究所

中国産乾燥きくらげのサルモネラ属菌 に関する事案への対応

◆ 対応状況

- ✓ 判明後、厚生労働省は、回収対象品の輸入届出がなされた際には貨物を積み戻すよう措置。
- ✓ モニタリング計画を改正し、輸入時検査を強化。
- ✓ 輸入時検査においてサルモネラ属菌が複数回確認されたため、中国産乾燥きくらげ※の全ロット検査を開始。
※ 国内の加工施設において加熱加工用として処理されるものを除く。

11

食品衛生法の改正事項に関する対応

◆ HACCPに基づく衛生管理（獣畜及び家きんの肉及び臓器）

令和2年5月、HACCPに基づく衛生管理を輸入要件とし、当該措置が講じられていることが確認できた国等を告示（令和2年厚生労働省告示第226号）。

（参考）輸入食肉のHACCPに基づく衛生管理について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00013.html

- ✓ 完全施行される令和3年6月1日以降は、告示された国等のみ輸入が可能。
- ✓ 引き続き、輸出国政府に対し当該措置の実施状況について確認を行い、確認できた国を告示予定。



12

食品衛生法の改正事項に関する対応

◆ 衛生証明書の添付義務（乳及び乳製品、ふぐ、生食用かき）

令和2年5月、輸出国政府が発行する衛生証明書の添付を輸入要件とし、各国の衛生証明書様式を通知。

（参考）乳及び乳製品の衛生証明書について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00014.html

（参考）ふぐ及び生食用かきの衛生証明書について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00011.html



- ✓ これらの食品を輸入する際には、二国間で合意した衛生証明書の添付が必要。
- ✓引き続き、輸出国政府に対し衛生証明書様式について協議を行い、協議が終了した国の様式を通知予定。

令和3年度輸入食品監視指導計画（案）の主な変更点①

重点的に監視指導を実施すべき事項

- ✓ 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目について重点的に検査
- ✓ 食品衛生法の改正事項の着実な施行
 - 現地調査等による輸出国の衛生管理対策の確認
 - 輸入者に対する周知及び指導の徹底

令和3年度輸入食品監視指導計画（案）の主な変更点②

モニタリング検査計画数 ➡ 約100,000件（前年比300件増）

※ 病原微生物、カビ毒等の健康影響リスクの高い項目を強化

検査項目	令和3年度（案）	令和2年度
残留農薬	27,400	27,400
成分規格（大腸菌群等）	16,000	16,050
添加物	11,500	11,700
病原微生物（リステリア等）	14,800	14,050
抗菌性物質等	12,000	13,100
カビ毒（アフラトキシン等）	6,800	5,900
遺伝子組換え	860	860
放射線照射	640	640
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	99,700

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
- ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

15

令和3年度輸入食品監視指導計画（案）について

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、命令検査やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:<https://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/index.html>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知Q&Aなどを掲載。

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語:<https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- **消費者、事業者等との意見交換会**
毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。
- **パブリックコメントの実施**
毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。
- **講演会等への講師派遣**
地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





ご清聴ありがとうございました

参考法令
参考資料

厚生労働省 食品安全情報

健康・医療 食品

- 災害関連情報
- トピックス
- 重要なお知らせ
- 施策情報
- 各施策情報
- 国民参加の場
- 便利な資料
- 関連審議会・検討会等
- 政策分野関連情報
- 政策分野に関連のサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。



English



輸入食品の監視



食品の安全性を確保するための検査



食内の安全性確保



食品安全に関する国際的な取組み

- 政策について
- 分野別の政策
- 健康・医療
 - ▶ 健康
 - ▶ 食品
 - ▶ 医療
 - ▶ 医療保険
 - ▶ 医薬品・医療機器
 - ▶ 生活衛生
 - ▶ 水道
 - ▶ 子ども・子育て
 - ▶ 福祉・介護
 - ▶ 雇用・労働
 - ▶ 年金
 - ▶ 他分野の取り組み
- 組織別の政策
- 各種助成金・制度

- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子ども向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
 - 輸入食品
 - 食品添加物
 - 食中毒
 - 残留農薬等
 - バイオテクノロジー応用食品
 - 健康食品
 - 器具・容器包装・おもちゃ
 - HACCP
 - BSE
 - 汚染物質
 - その他

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

19

輸入食品の安全を守るために

健康・医療 輸入食品監視業務

- 報道発表資料
- 施策紹介
- 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。



English

お知らせ

- 令和元年7月8日掲載 ▶ [PDF ブラジルでの食肉の不正事件について \(Q&A\) \[PDF形式: 123KB\]](#)
- 令和元年7月8日掲載 ▶ [PDF 「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」の一部改正について \[PDF形式: 442KB\]](#)
- 平成30年6月1日掲載 ▶ [PDF 「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」の一部改正について \[PDF形式: 164KB\]](#)
- 平成29年10月13日掲載 ▶ [PDF 掲載EU \(欧州連合\) 等における鶏卵のフィプロニル汚染に関するQ&A \[PDF形式: 93KB\]](#)

- ◆ お知らせ
- ◆ トピックス
- ◆ 輸入手続
- ◆ 報道発表資料
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導・統計情報
- ◆ 違反事例
- ◆ 輸出国対策
- ◆ リスクコミュニケーション
- ◆ パブリックコメント
- ◆ Q&A
- ◆ 食品衛生法の改正
- ◆ 参考資料

▶ 福祉・介護

▶ 雇用・労働

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

20

国立医薬品食品衛生研究所の 食品に関する情報

食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

- ▶ **トピックス Update!**
(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品中のメタミン混入事象関連情報、その他)
- ▶ **「食品安全情報」**
(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)
- ▶ **食品中の微生物に関する情報 Update!**
(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品中のsakazaki 関連情報、HACCP関連情報など)
- ▶ **食品中の化学物質に関する情報**
(食品添加物、残留農薬・動物用医薬品、汚染物質等に関する情報)

Archives

[食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト](#)
(検査所や衛生研究所等の関連情報)

【ご利用にあたっての注意】

- ・本サイトの情報及び本サイトからリンクされているサイトを利用したことにより発生した損害等についての責任は一切負いかねますので、ご了承下さい。
- ・内容及びアドレスは予告なく変更又は削除されることがあります。

国立医薬品食品衛生研究所
安全情報部 第二室・第二室

[NIHS ホームページ](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 「食品安全情報」
- ◆ 食品中の微生物に関する情報
- ◆ 食品中の化学物質に関する情報
- ◆ 食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html>

21

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格・保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗浄剤の製造・使用基準

22

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

23

■ 食品衛生法（国、都道府県等、食品等事業者の責務）

❖ 第2条 国及び都道府県等の責務

- ① 国、都道府県、地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。
- ② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

24

■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。